

広島県公営企業管理規程第二号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、<u>上下水道部長</u>の事務の執行を補助する職員（以下「企業職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第三条 常勤の企業職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條</u>の四第一項に規定する短時間勤務（以下「再任用短時間勤務」という。）の企業職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>第四条 常勤及び再任用短時間勤務の企業職員の特殊勤務手当については、常勤及び再任用短時間勤務の一般職員の特殊勤務手当の例による。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、<u>広島県公営企業の管理者</u>（以下「管理者」という。）の事務の執行を補助する職員（以下「企業職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第三条 常勤の企業職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條</u>の五第一項に規定する短時間勤務（以下「再任用短時間勤務」という。）の企業職員の給料表は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>第四条 常勤及び再任用短時間勤務の企業職員の特殊勤務手当については、常勤及び再任用短時間勤務の一般職員の特殊勤務手当の例によるほか、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める額の特殊勤務手当を支給する。</p> <p>一 導水施設又は配水施設の維持管理のため、地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事した者 従事した日一日につき 二百二十円（当該作業が地上又は水面上二十メートル以上の箇所で行われたときは、三百二十円）</p> <p>二 導水施設、浄水施設又は配水施設の維持管理のため、水面下四メートル以上の深所又は地下四メートル以上のマンホール内において作業に従事した者</p> <p>三 従事した日一日につき 二百二十円</p> <p>導水施設又は配水施設の維持管理のため、トンネルの坑内において作業に従事した者 従事した日一日につき 五百六十円</p> <p>四 塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ボンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事した者</p>

第五条 (略)

組織		職		支給額	
本庁		上下水道総務課長	(略)		
		流域下水道課長	(略)		

第五条 (略)

組織		職		支給額	
本庁		経営部長	十一万円		
		技術部長	十一万円		
		企業総務課長	(略)		
		水道課長	八万五千元		
		流域下水道課長	(略)		
		企業団設立準備担当課長	八万五千元		

- 五 従事した日一日につき 二百九十円
高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における十一万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事した者
- 六 従事した日一日につき 二百三十円
洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事した者
- 七 従事した日一日につき 二百三十円
工業用水道事業又は水道用水供給事業の水道布設工事現場で鋼管内において監督又は検査(鋼管内に塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じることがある場合に限る。)に従事した者
- 八 従事した日一日につき 二百九十円
工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員で交通をしや断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事した者
- 21 従事した日一日につき 三百円
前項各号に規定する特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給するものとする。
- 31 次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当の支給される日については、当該特殊勤務手当に対応する同表下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

第一項第一号に規定する特殊勤務手当	第一項第二号に規定する特殊勤務手当
第一項第三号に規定する特殊勤務手当	第一項第一号及び第二号に規定する特殊勤務手当

- 41 第一項第一号から第三号まで又は第八号の特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間(前項の規定により支給されないこととなる特殊勤務手当に係る作業に従事した時間を含む。)が一日について四時間に満たない場合における当該特殊勤務手当の額は、この規程の定めるところにより受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。

備考 この表により難い場合は、上下水道部長は、支給額を別に定めることができる。				
第九條 (勤務時間等) 2 前項に規定するもののほか、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九條第七項及び第八項の規定の適用に關し必要な事項は、上下水道部長が別に定める。				
備考 この表により難い場合は、管理者は、支給額を別に定めることができる。	広島県広島水道事務所 管理センタ	当監		
	所長	所長	四千元	
	次長	次長	三千元	
第九條 (勤務時間等) 2 前項に規定するもののほか、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九條第七項及び第八項の規定の適用に關し必要な事項は、管理者が別に定める。	所長		三千元	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。